

# 中国の市民社会

—団体の視角から考える—

黄媚

●はじめに—なぜ市民社会に注目するのか—

二〇一四年四月二二日付の英『エコノミスト』誌は、中国市民社会に関連する記事を掲載している。記事は、中国の市民社会が党・

政府の厳しい統制下に置かれながらも、その活発な活動力と強い生命力が中国社会の改革を推進する力となることを期待すると表明している。実は、中国における市民社会をめぐる議論は、一九八〇年代末から既に始まっていた。当時、一九八九年の第二次天安門事件を契機として、研究者の間では、民主化運動の高まりを、東欧諸国の民主主義革命の波及効果として捉えた。中国においても、市場経済化の推進によって、人々の結社意識の高まりとそれともなう社会団体（市民社会組織）の成長が、市民社会を形成・促進してゆくと

期待した。これまでの二〇年間、時に中国国内の政治情勢が変わりながらも、市民社会は依然として中国政治社会の言説空間のなかでよく取り上げられる重要な概念のひとつである。

なぜ市民社会に多くの人々の関心が集まるのか。その理由は、経済発展と民主化の関連において、市民社会の役割が重要視されているからである。欧米民主主義諸国や民主主義体制への移行を果たした権威主義国家が経験したように、経済成長は、都市化、中産階級の成長、政治参加のニーズの高まり、市民社会の成長を経て、最終的に民主化の移行をもたらすという構図が存在する。市民社会の成熟度は、市民社会組織数、組織の自立性・自律性、アドボカシー機能などによって判断される（参考文献④）。

中国では一九八〇年代より「小政府、大社会」の理念の下、社会団体をはじめとする市民社会組織は急成長を迎えたが、民主化運動の挫折を経験したのち、厳しい規制をかけられた。にもかかわらず、その後も団体は増加の一途を辿っている。個人意識によって自発的に設立された市民社会組織が増加し、なかでも私営企業家、知識人といった中産階級によって設立されたものが多くなっている。一見すると中国も同じような道のりを歩んでいるようにみえる。

しかし、党・政府は市民社会組織に対する関与を続けている。本来、市民社会組織が持つべき国家公権力へのチェック機能は、中国の政治社会のなかでは多かれ少なかれその働き自体が限定されている。特にこの一、二年は、中国政府による市民社会をめぐる議論を

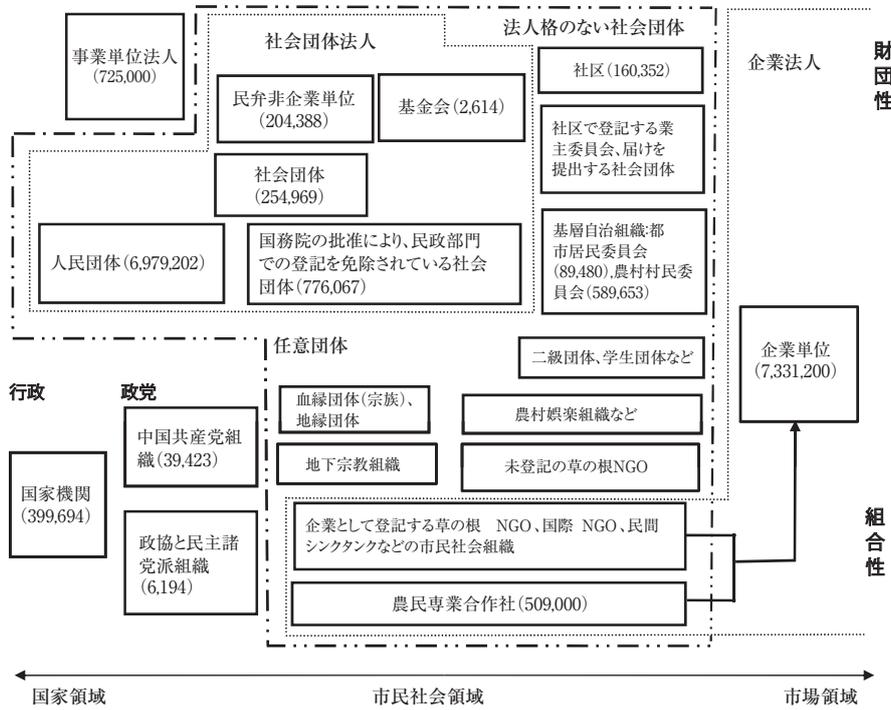
規制し、公権力と対峙する市民社会組織への取り締まりを強化している。それに対しても、現実社会において、民政部门で登記する社会団体、民弁非企業単位、基金会といった公式な市民社会組織は成長する停滞気味もみせることなく、二〇一二年末にその数は既に四九万九二六九団体にのぼっている（参考文献⑤）。また、社区（コミュニティ）レベルにおける草根NGOを対象とした届出制度の導入や、社会団体を取り込んだ新たな地方ガバナンスの構築がより一層進んだことも、党・政府の主導の下で進められたものとはいえ、中国市民社会の成長に少なからずプラスの影響を与えたことは否定できない。一党専制の権威主義体制下に置かれた中国の市民社会は、複雑な構図を露呈している。

以下では、中国の市民社会組織の諸構成・規模、中産階級による結社状況から中国市民社会の現在を探ってみよう。

## ●中国市民社会の組織構成

中国の市民社会は如何なる組織から構成されているのか（参考文献③）。図1は、筆者が二〇一一年のデータに基づいて作成した中

図1 中国市民社会の団体地図 (2011年)



(注) [ ]は税制上の概念、[ ]は中国市民社会の範囲

(出所) 中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑』北京：中国統計出版社、2012年、中国社会組織年鑑編委會『中国社会組織年鑑』2012年、北京：中国社会出版社、国家統計局普查中心『中国基本單位統計年鑑』北京：中国統計出版社、2012年、各人民団体、民政部門で登記を免除する社会团体のホームページから、辻中豊『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社、2002年、234～235ページに基づき筆者作成。

国市民社会の団体地図である。まず、中国の公式な市民社会組織と定義されている団体として、社会团体、民弁非企業単位および基金会がある。この三種類の団体は社会团体法人の法人格を与えられている。なかでも、社会团体は個人結社組織、民弁非企業単位は

社会公共事業と公共サービスを担う組織、基金会は寄付金を受けて公益活動に従事する組織、と各自の役割に基づき区分されている。二〇一一年に全部で四六万一九七一団体となっている。これらの三種類の団体は、民政部門への登記を義務付けられている。団体の日

常活動も業務主管単位(日本では、主務官庁にあたる)と民政部門の管轄下に置かれている。

員・基層組織を有している。

人民団体は民政部門で登記免除の対象とされており、人民政治協商会議で議席をもち、特殊な政治的地位を与えられている。また、人民団体は建国前から共産党の指導の下で設立されたものもあれば(中国共産主義青年団体、中華全国总工会)、建国前に設立され建国後に共産党の指導によって再編されたものもある(中華全国婦女連合会、中華全国青年連合会、中華全国工商業連合会)。さらに、

中国の社区(コミュニティ)は、基層レベルの行政機関という側面が強い。二〇〇〇年に民政部は「全国に都市社区建設を推進することに関する意見」を公布し、社区の推進を明文化した。市場経済化、都市化の波が押し寄せるなか、党政府は基層レベルの政治システム

の再編を図り、地域社会における社会サービスの提供、大衆の生活事務への管理、治安維持など様々な役割を社区に与えている。二〇一一年全国で一六万三三二の社区が設置されている。

大衆の自治組織としては農村村民委員会と都市居民委員会があげられる(一九八二年憲法、第一条)。二〇一一年末までに合わせて六七万九一三三団体がある。一九八八年に「村民委員会組織法」(二〇一〇年改正)、一九九〇年に「都市居民委員会組織法」が施行され、法律上で大衆の自治組織と位置づけられている。実際には農村村民委員会は村の党委員会による関与が強く、都市居民委員会も基層社会レベルにおいて政治安定化を図る政府機構のひとつとしての役割を担っている。

民政部門の登記基準を満たして

いない草の根NGOや任意団体も数多く存在する。例えば、法人格を持たずに登記している社会团体の下、政府機関・事業単位の内部で活動を行う二級団体、大学のサークル・趣味団体・環境団体、農村地域社会での娯楽団体・一部の老人会・地縁団体・宗族・農村と都市部での地下宗教団体などがある。また、環境保護、貧困削減、ジェンダー、弱者保護など分野で活動する草の根NGOには企業として登記する団体もあれば、そのまま登記せずに活動する団体も少なくない。これらの団体の数ははつきりとはわからないが、推測によると約二〇〇万から二七〇万にある(参考文献②)。他には、

組合性を有しながらも、政府の政策的指導によって経済活動のなかで営利性をより重視し、企業法人として登記する農民專業合作社が二〇一一年に五〇万九〇〇〇社ある。

これまでみたように、中国市民社会組織のなかで、党・政府の主導によって設立されたものや党・政府との間に緊密的関係を持つ、いわゆる「外郭団体」は合わせて八五九万団体以上(人民団体+登記免除団体+社区+基層自治組

織)あるとみられ、かなり高い割合を占めている。他方、自由結社に基づいて(むしろ、社会团体、民弁非企業単位、基金会のなかでも政府主導で設立されたものも少なくないが、結社基準および党・政府との緊密度を考慮して自由結社組織とみなす)設立されるものが二五〇万から三〇〇万団体(社会团体・民弁非企業単位・基金会+草の根NGO)あると推測される。中国の市民社会の担い手として、自由結社によって設立された団体が何らかの社会変革の推進力になることを期待したい。

### ●中産階級と市民社会

自由結社によって設立された市民社会組織のなかで、業界団体、民間シンクタンク、草の根NGOの活動が注目を浴びている。市場経済化と都市化によって中産階級が生まれている。二〇一一年、陸学芸が初めて中国の社会階層に関する研究報告を発表し、社会主義中国においても社会階層の多元化が進んでいることを指摘して反響を呼んだ。かつて計画経済体制時代に抑圧された私営企業家や文化大革命期に迫害された知識人は、市場経済体制下で経済活動の自由

化、知識の重視によって、経済的豊かさをもたらし、社会的地位も向上し、中産階級の主たる構成となったのである。私営企業家と知識人のなかには、結社活動に積極的に取り組んでいるケースが多くみられる。

私営企業家を主体とする結社組織としては、私営企業家の頂上団体にあたる人民団体―中華全国工業連合会、および業種別の企業家団体にあたる業界団体がある。また、小規模の企業経営者である个体経営者は个体私営企業協会に入会する。業界団体の成長は、一九八〇年代末から政府機構改革の一環として行われた、经济管理権限の社会团体への委譲までさかのぼることができる。この時期の業界団体は、主に中央の経済專業部局の再編・合併によって設立されたものがほとんどであった。その後、市場経済改革の更なる推進を受け、私営企業家は地元の経済活動の活発化を図るとともに、自らの権益確保および業界全体の利益獲得のために業界団体を設立するに至った。

さらに、彼らは業界団体を通じて地方レベルへの政治参加も展開するようになっていく。私営企業が発達する浙江省温州市の業界団体は、企業家の意思によって自発的に設立されるものが多く、政府から自立し、地方政治システムへの積極的参加を行うことで、中国市民社会の萌芽であると中国国内外の研究者から一時高い期待が寄せられた。また、浙江省温嶺市では、二〇〇三年深刻化する労使問題を解決するにあたって、業界団体と政府、労働組合の三者による賃金協議を行っている。最初のウールシャツ業界を皮切りに、靴製造、包装、水産加工などの業界も三者協議を導入・実施している。中央レベルで形骸化している三者協議制度は、地方レベルでは経済社会の安定措置として、業界団体、労働組合を取り込んだ協議メカニズムが制度化されている。私営企業家は業界団体を通じて、かつて国家が経済領域で握ってきた権力を取戻そうと動き出している。

民間シンクタンクや草の根NGO創設者のなかでは知識人がかなりの比率を占めている。天則経済研究所は一九九三年に設立された民間シンクタンクである。研究所の創設者茅于軾は有名な経済学者で、研究所のほかのメンバーも北京航空航天大学、中国社会科学院、

山東大学経済研究センター、中国

社会科学院など大学や研究機関に務める人物である。研究所は知識という公共財を社会に提供するという目標の下、毎年、社会大衆向けの学術セミナーや、経済・教育改革・私営企業の発展・公共事業・文化などといった様々なテーマのフォーラムを開催している。また、企業家や国内外の若手研究者向けのサロンも展開している。研究所が提唱するのは、参加者自らの意思を自由に表明することが、中国における思想空間の形成と拡大につながるというものである。

中国政治・社会領域が起きている変革を記録し続けているのが、「中国と世界研究所」である。創設者李凡はアメリカで留学の経験

を積んだ後、国務院国際問題研究センターでの勤務を経て、一九九四年に「中国と世界研究所」を立ち上げた。同研究所のメンバーは

大学・研究機関の学者・研究者、政府機関のブレン、企業家から構成されている。主な研究分野は、中国経済・政治改革（例えば中国の政治と民主化の関連性、中国の経済政策、中国の文化）、および中国と世界との相互作用に関する研究（例えば米中関係、中台関係

など）とされる。

なかでも、中国の民主化に関する実践活動への取り組みは注目されている。一九九八年、同研究所は四川省遂寧市歩雲郷の郷長直接選挙を対象に、郷鎮選挙に関する研究成果をあげた。その後、研究所は中国の基層レベルにおける改革・民主化の動きについて、二〇〇〇年に社区の直接選挙、二〇〇五年に基層レベルにおける公共財政予算の改革、二〇〇八年には社会公共政策に関連した研究活動に取り組んでいる。研究所は、基層レベルにおける民主改革の可能性、およびその限界について参与観察しながら、政府に対して政策的提言も行っている。

他には、環境保護、ジェンダー、労働者の権益保護、法律支援など多岐の分野にわたって活動する草根のNGOにおいても、知識人が果たす役割は大きい。

### ●まとめ

―中国市民社会のゆくえ―

中国の市民社会は、市場経済化、都市化の進展のなかで形成されつつある。他方、中国市民社会の団体地図を鑑みれば、従来、自由結社によって設立されたものは少数

であり、数多くの市民社会組織は、市場経済化以降、党・政府が社会領域への統制・管理を再編する一環として育成・推進させたものであるとみられる。

こうしたなかでも、私営企業家や知識人といった中産階級の成長は、自由結社の活発化を促進している。彼らが自らの意思によって設立した市民社会組織は、経済領域、社会領域において既存の政治システムから自立した利益団体の形成や公共的言説空間の拡大に積極的な影響を及ぼしている。これらの市民社会組織が増え続ければ、党・政府といった公権力に挑戦する勢力として存在感が増してゆくであろう。

だが、権威主義体制を維持する党・政府は、社会への統制を継続させるために市民社会を規制することでは妥協しないという態度をみせている。今年六月に山西省運城市長直郷は、中央国家安全委員会の指導を受け、当郷で活動し海外との連携を持つ市民社会組織を対象に調査活動を展開した。その後、各地の市民社会組織も同様に国際NGOとの交流活動、海外資金の受け入れについて地元政府から調査を受けている。とりわけ、

国際社会とのつながりが一層緊密となる今日、党・政府は中国国内の市民社会組織と国際社会とのネットワークづくりにも高い警戒を抱いている。今後、中国の市民社会はどこへゆくのだろうか。党・政府と社会領域、さらに国際社会のせめぎあいが長期的に続くことになるかと筆者は考える。

（こう めい／筑波大学人文社会学系非常勤研究員）

### 《参考文献》

- ①池上貞一「中国の人民団体」『愛知大学国際問題研究所紀要』第三二号、一九六二年。
- ②賈西津『第三次革命―中国非常党利部門戦略研究』北京・清華大学出版社、二〇〇五年。
- ③黄媚「制度」辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編『現代中国の市民社会・利益団体―比較の中の中国』木鐸社、二〇一四年。
- ④山口定『市民社会論―歴史的遺産と新展開』有斐閣、二〇〇四年。
- ⑤中国社会组织年鉴編委会『中国社会组织年鉴』北京・中国社会科学出版社、二〇一三年。